

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 和（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員等に対し、期末に予算の範囲内において、理事会及び評議員会への出席及び法人業務に応じて、年間報酬を支払うことができる。その額は理事会の決議により定める。

(理事会及び評議員会への出席実費弁償費)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、次の実費弁償費を支払うことができる。交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

<名 称>	<実費弁償費>
理事会出席	5, 0 0 0円
評議員会出席	5, 0 0 0円

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため、出張する場合は、次の報酬及び旅費を支給することができる。

<名 称>	<報酬1日>	<旅 費>
報酬及び旅費	10, 0 0 0円	職員の旅費規程に準ずる

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(支給日)

第7条 役員等の報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第8条 この規程の改正については理事会の決議を要する

付 則

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。